

1 期日の状況

(1) 期日の概要

2月26日午後4時から、福島地裁いわき支部1号法廷において、第6回口頭弁論が開催されました。原告からは、原告代理人の大川弁護士と原告の藤原佐知恵さんによる意見陳述が行われました。第1回期日から毎回続けてきた原告本人の意見陳述は、今回で6人目となります。

また、被告からは、責任論の書面（原発事故を防げなかったことに「過失は無い」と主張する書面）が提出されました。

(2) 原告代理人の意見陳述

前回の口頭弁論期日で、東電は「除染したので、もう問題無い。」「『さくらモールとみおか』も営業しているし、病院も再開した」との主張を出してきました。

そこで、今回の手続では、「原発事故後の富岡は、事故前の富岡（ふるさとの富岡）とは全く異なる」ことについて、様々な角度から反論しました。

富岡町に関する様々な統計資料から、様々な経済産業活動（商業、工業、農業、漁業）の多くが未だ停止したままであり、原発事故前の富岡町の活発な経済活動とはかけ離れた状況になっていることや、小中学生がほとんど戻ってきていない実情を指摘しました。

また、原告代理人による建築確認の調査結果から、避難指示解除後に建てられた建物は、ほぼ除染作業員向けの宿舎であることが明らかになりました。

これらの調査結果から、今後の富岡町は「除染・廃炉作業の前線基地」としての存続するほか無く、原発事故前の「ふるさと富岡」がもとに戻ることは考えがたい状況にあることを指摘しました。

(3) 原告の意見陳述の内容

今回意見陳述をした藤原佐知恵さんは、生まれも育ちも浪江町の方です。4人の子どもに恵まれ、夫と両親とともに、自然豊かな浪江町で何の不安も無い生活を営んでいました。

しかし、原発事故によって、家族は離ればなれになってしまいました。藤原さんは、残された子ども達との生活を守るために、一人で奮闘しなければならない状況に追い込まれてしまいました。

普段は気丈な藤原さんも、今までの生活を改めて振り返る中で、法廷で声を詰まらせる場面もありました。

原発事故が奪ってしまったものの大きさを我々も改めて感じるとともに、裁判官が、この被害の大きさを正面から受け止めることを願わずにはいられませんでした。

2 今後の予定

次回の期日は、次回期日は4月23日（火）午後4時からとなります。また、次々回期日は6月18日（火）午後4時となる予定です。

今回の期日にも、多くの原告の方々に傍聴にお越し頂きました。この場を借りて御礼申し上げます。もっとも、まだ傍聴席に空席が出ている状況であり、まだまだ一人でも多くの原告の方の参加が必要です。原告団の熱気、被害の実態を裁判所に正確に伝えるためには、皆様のご協力が必要なのです。

そこで、次回期日がある4月23日（火）午後1時30分から、福島原発被害第3陣・原告団総会を開催することとなりました。

その骨子については、別紙にてご案内いたします。皆さまのご参加をお待ちしております。

以上